

令和元年度(2019年度)第4回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録

日 時：令和2年(2020年)2月5日(木) 18:00～19:00
場 所：かでの2・7 1040会議室
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

開 会

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

定刻になりましたので、ただいまから、「令和元年度(2019年度)第4回北海道子どもの未来づくり審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。保健福祉部子ども子育て支援課主幹の菊谷です。どうぞよろしく申し上げます。これ以降、座って進めさせていただきます。

審議会成立宣言・日程説明等

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

本日は、梅田委員、猪股委員、池部委員、五嶋委員の4名の委員から所用により欠席する旨の連絡をいただいております。藤井委員が遅れておりますけれども、現時点で委員総数15名のうち10名の出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第27条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、出席者名簿、配席図、事務局等名簿です。次に、審議事項に係る資料として、資料1「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画に係るパブリックコメントの実施結果等について」、資料2-1「令和元年度第3回北海道子どもの未来づくり審議会における主な意見等」、資料2-2「令和元年度第2回北海道子どもの未来づくり審議会子ども子育て支援部会における主な意見等」、資料3「計画の変更点について(新旧対照表)」、資料4「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画原案」、資料4【資料編】「用語の解説」、資料5「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画策定スケジュール(予定)」をお配りしております。不足などがございましたら、お申し付けください。

続きまして、本日の会議の日程ですが、次第にあります審議事項として、「第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の原案について」となっております。

なお、終了時間は19時を予定しております。

それでは、これ以降の議事につきまして、松本会長をお願いいたします。

審 議

【松本会長】

皆さんのお忙しい中、また天候の良くない中、お集まりいただきありがとうございます。

す。本日の議題は1点です。これまで意見交換を重ねてまいりました、子どもの未来づくり北海道計画の原案についてです。この後、スケジュールのお話があると思えますけれども、昨日、子ども・子育て支援部会でも意見交換をいたしました。この場でご承認いただきましたら、4月からの実施に向けて進めていきたいということです。今日が最後の意見交換になると思えますので、忌憚のないご意見をいただければと考えております。それでは、事務局から説明をお願いします。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

子ども子育て支援課少子化対策Gの寺島です。私から、第四期「北の大地子ども未来づくり北海道計画」の原案について説明いたします。

まず、先週、1月29日付けで事前送付させていただいた資料について、一部修正をしておりますので、改めて机の上に資料を配付させていただきました。修正内容については、一枚物の資料「事前配付資料からの変更点」に記載しておりますが、その内容については、原案等の内容と重複することから説明を省略させていただきます。なお、昨日、開催いたしました子ども・子育て支援部会に、出席された委員の方もいらっしゃいますが、昨日の資料から変更はありません。

それでは、資料1をご覧ください。パブリックコメントの実施結果についてです。本計画について、道民の皆様から幅広く意見を聴取する目的で、令和元年12月20日から令和2年1月20日までの約1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果につきましては、「2 パブリックコメントの実施結果の概要について」に記載したとおり、個人4名、2団体から合計24件のご意見をいただきました。最も意見が多かったのは、「第5 計画の推進のための取組と指標の設定」、いわゆる個別の施策についてでありまして、主な意見といたしましては記載のとおりです。いただいた意見の大半が、「素案と意見の趣旨が同様と考えられる」ものであり、今回のパブリックコメントでいただいた意見により、素案を修正した箇所はありませんでした。

続きまして、資料2-1をご覧ください。昨年10月に開催した審議会及び子ども・子育て支援部会において、委員の皆様から多数のご意見をいただいております。審議会の意見を資料2-1、子ども・子育て支援部会の意見を2-2にまとめております。まず、審議会でもいただいた意見の対応状況から説明いたします。説明の際は、資料2の他、資料4の計画の原案を用いて説明いたします。

まず、No.1「目次」についてですが、目次を分かりやすくするべきとの意見をいただきました。原案の目次欄をご覧ください。目次にステージ毎の施策目標を追加することで、具体的には、黒四角の箇所を追加しておりまして、より分かりやすくなるよう変更しております。

次に、No.2「他計画との関連」についてですが、教育分野との連携について、もう少し丁寧な記載をするべきとの意見をいただきました。原案の2ページをご覧ください。中段の「4 他計画との関連」の文言を修正し、教育分野の説明事項を修正しております。

次に、No.3「グラフ全般」についてですが、白黒印刷でも見やすいグラフの作り方をすべきとの意見をいただきました。原案の4ページから13ページにかけて記載しておりますグラフについて、着色の濃淡や線の形状を変更し、見やすい形にいたしました。

次に、No.4「第3の視点」についてですが、「官民が協働した子育て支援施策」と「支援」が入るのではとの意見をいただきました。原案の52ページの第3の視点の標題に記載したとおり、「支援」を追加しております。

次に、No.5「第5の視点」についてですが、子育て支援に関し、地域の関係機関との連携を促進する旨の記載をすべきとの意見をいただきました。原案の53ページのとおり

第5の視点の説明書きに文言を追加しております。

次に、No.6「里親委託推進」についてですが、国の里親委託優先等について、計画にどう反映されているのか、里親委託率の目標の根拠や、どう増やしていくかの具体的な記述をすべきではないか、フォスタリング機関の確保に関し、体制構築に向けどのように進めていくのかとの意見をいただきました。道や札幌市ではこれまで、子どもひとりひとりの状況に応じて最も適していると考えられる支援を行ってきたところであり、目標の設定に際しては、様々な立場の関係者に参画いただいた「社会的養育推進計画検討部会」においての議論や目標達成のため機械的な措置となる懸念があるなど総合的に勘案し、今回設定した「現状からの増加」を目標としたものです。道としては今後、身近な市町村における相談体制や在宅支援の充実をはじめ、里親等への委託が適当な子どもが確実に委託できるよう、里親等の充実や施設による地域分散化・里親支援等の高機能化への支援などにより子どもが地域で心身ともに健やかに養育されるよう、環境整備に取り組んでまいります。なお、具体的な施策につきましては、本計画に基づきまして令和2年度以降に取組を進めてまいります。フォスタリング機関については、今年度中に体制の構築を図る必要があることから、スタートは児童相談所が中心となって実施していきますが、引き続き、里親会や児童福祉施設等の地域資源も活用しながら、行政と民間が一体となった包括的な実施体制の構築を進めてまいります。

次に、No.7「社会的養育」についてですが、社会的養育の計画の作り方が、これまでの施設や里親等の社会的養護を中心としたものから、市町村の在宅支援の強化などによる子育て支援の分野をつなげて、もっと広く考えようという、子どもや家庭を支える建て付けそのものが変わっているということ、また自立支援の強化について、どう反映されているのかとの意見をいただきました。今般の児童福祉法改正等により、市町村の在宅支援や自立支援も含めた社会的養育を推進するという方針が明確化されております。原案の48ページから49ページをご覧ください。計画の文言の修正と49ページにイメージ図を2つ追加しております。

次に、No.8「特定妊婦」についてですが、特定妊婦への支援について記載がない、妊産婦への支援を項目に入れて推進するという姿勢を出すべきではないかとの意見をいただきました。原案の71ページをご覧ください。特定妊婦の支援は、児童虐待防止の未然防止等の観点からも重要な視点であることから、ご覧のステージにおける現状や取組の方向性に関する説明欄に必要な内容を加筆修正しました。

次に、No.9「第7の視点」についてですが、児童虐待について発生予防の視点を入れるべきとの意見をいただきました。資料2-1に記載しているとおおり、「子どもの健全育成等の促進」の施策を展開することで、子どもの健やかな成長を図るなど、多方面から様々な施策を展開することとしておりますが、補足をいたしますと本計画は、「安心して子どもを生み育てることのできる環境」と「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進め、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に資することを計画のめざす姿に設定し、各般の施策を展開していくこととしております。委員がおっしゃるとおり、児童虐待の発生予防は極めて重要な視点であり、道といたしましては今回の計画に記載した全ての施策を総動員し、先に述べた2つの環境づくりを進め、もって虐待のない環境の整備を目指してまいります。

次に、No.10「各ステージの標題」についてですが、ステージ名の表記が統一されていないとの意見がありましたので、ステージ名を「〇〇のステージ」に統一いたしました。

次に、No.11「施策の再掲」についてですが、同じ施策が複数の分野にまたがって記載されており、再掲と記載すべきとの意見をいただきました。確認したところ、原案の83ページと87ページに全く同じ記載の施策がありましたので、87ページの該当する施策に

【再掲】を追記しました。

次に、No. 12「質の向上」についてですが、子育て支援に携わる人材の質の向上を図るための取組が一部未記載であるとの意見をいただきました。原案の78ページをご覧ください。具体的には地域子育て支援拠点とファミリーホームの施策について、質の向上を図るための研修の記載がありませんでしたので追記するとともに、74ページの「子育てを支援するステージ」における現状や取組の方向性に関する説明欄に、質の向上を進める旨の記載を追記しました。

次に、No. 13「ひとり親等への支援について」ですが、ひとり親家庭等への支援について、職員研修や制度周知などに係る意見をいただきました。今回いただいた意見については、個別の施策の実施方法等に関する意見であるため計画の文言修正は行いませんが今後の施策検討に活かしてまいります。

最後に、No. 14と15「用語集」についてですが、分かりづらい言葉や「子ども」「幼児」「児童」「生徒」など、子どもを捉える言葉が多々あるため、それらの規定を載せておくと分かりやすいとの意見をいただきました。別添に語句の解説等を記載した「用語集」を作成し、原案の資料として添付することにいたしました。以上、資料2-1、審議会でもいただいた意見への対応状況について説明いたしました。

続きまして、資料2-2をご覧ください。昨年10月に開催した、子ども・子育て支援部会での主な意見に係る対応状況について説明いたします。

No. 1ですが、児童虐待に関し、相談件数の掲載だけでなく、どのように対応されたのか掲載すべきとの意見をいただきました。原案の13ページ下段をご覧ください。新たに児童虐待に係る対応結果を追記いたしました。

次に、No. 2「保育の量に係る目標設定の様式」についてですが、昨年12月に当該様式について本部会を開催し、「新2号」の明記についてのご議論をいただきました。原案の58ページをご覧ください。当該様式の見直しを行い、1号認定の子どもの見込み量に「保育を必要とする3歳以上の子どものうち幼児期の学校教育の利用希望が強い子ども」の数を再掲するほか、その確保策を様式の欄外に掲載しております。また、表に記載の数値ですが、1月末現在の数値に置き換えております。また、58ページの「認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業」と60ページの「夜間保育、休日保育設置数」も、同様に1月末現在の数値に置き換えました。

次に、No. 3ですが、北海道女性の活躍支援センターに係る施策を計画に掲載すべきとの意見をいただきました。原案の68ページをご覧ください。道庁環境生活部道民生活課所管の「第3次北海道男女平等参画基本計画」に掲載している北海道女性の活躍支援センターの施策についての文言を追記しました。

次に、No. 4ですが、「子育てを支援するステージ」の「良質なサービスの確保」に、施策が1つしかないため実態に合わせて具体的な記載をすべきとの意見をいただきました。原案77ページをご覧ください。新たに各事業者の自己点検評価等の施策を追記しました。

次にNo. 5「養育費の確保等の支援」についてですが、弁護士相談以外の取組を実態に合わせて記載すべきとの意見をいただきました。現在、道としては、養育費確保に係る直接的な支援としては「弁護士相談」のみであることから、施策の記載変更は行いませんが、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員や各振興局に設置している自立支援員が、養育費の確保について相談者を弁護士相談に繋げる支援等を行っております。

次に、No. 6「研修の実施」についてですが、こちらは先ほど資料2-1で説明済みですので説明は割愛させていただきます。

次に、No. 7ですが、子育て世代包括支援センターは児童虐待における未然防止等を行

うなど新しい取組が期待されていることから、そこを分かるように記載すべきとの意見をいただきました。原案の49ページ下段のイメージ図をご覧ください。先ほど説明した社会的養育に係るイメージ図ですが、ここに、児童虐待の未然防止等を担う「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が密接に連携し、支援を実施していくことについて記載し、明確化を図りました。

次に、No.8についてですが、こちらも先ほど資料2-1で説明済みですので、説明は割愛させていただきます。

最後に、No.9ですが、障がい等があるように見えるが判定を受けていない子どもへの支援について道の施策を記載すべきとの意見がありました。市町村において「市町村子ども発達支援センター事業」を実施しており、関係機関担当職員等への支援を行っていることから、本施策に係る文言を追記しております。原案の84ページになります。なお、北海道社会福祉協議会において保育士等に対し、障がい児等に係る研修を実施しておりますので、その旨資料2-2に参考として追記しておりますが、カリキュラムは年度毎に異なることから、計画上の文言としては記載しておりません。以上、資料2-2子ども・子育て支援部会でいただいた意見の対応状況について説明いたしました。

続きまして、「資料3 新旧対照表」をご覧ください。先般お示しした素案から、今回の原案に係る変更点を記載しております。基本的に、変更した箇所は、先程来説明しております審議会及び支援部会での意見対応によるものですが、それ以外にも見直している箇所がございますので主な修正箇所をご説明いたします。新旧対照表の4ページをご覧ください。目標設定項目についてです。一番上の「子育て世代包括支援センター設置市町村数」についてですが、国は令和2年度までの設置を目指しておりますが、道内の設置状況等を勘案し、目標年次は計画期間である令和6年としましたが、当該センターは母子保健や児童虐待防止等の視点においても早期設置が必要であることから、計画期間内に速やかな設置を目指す旨、説明書きに附記しております。その他、女性の就業率や年次有給休暇取得率など、先般「調整中」となっていた事項について、他計画との整合性を図る観点から、記載のとおりの設定としたところであります。以上、新旧対照表について説明いたしました。

最後に、「資料5 計画の策定スケジュール」をご覧ください。今後についてですが、今月26日の「令和2年第1回北海道議会前日委員会」において計画案を報告いたしまして、3月に開催予定の「人口減少問題対策本部会議」において計画を諮り、決定されるという運びになる予定となっております。

以上で、私からの説明を終わります。

【松本会長】

ありがとうございました。意見交換といたしますが、欠席されている五嶋委員から書面で御意見をいただいておりますので、私の方から五嶋委員の発言に変えてご紹介いたします。

「拝読させていただき、とても未来を感じるフレームとなっており、これからの5年間に改めて期待したいと思います。資料の67ページ「両立のための環境整備」と、68ページの「働きたい女性の就労・雇用継続支援」、「相談業務の充実」に該当すると思いますが、専門職や営業職女性の育児休暇後の復職に関して、一般職へ促されることへの相談が、4月の復職シーズンに向けて、当会NPO北海道ネウボラに寄せられる時期となっております。私の体験した十数年前から、企業の女性の就労への価値観や対応が変わらないということを感じ、女性活躍の目標への強い妨げとなっており、北海道全体の経済と子育てに大きな影響を与えているものと考えます。これらの施策の整合性をとり、

相談体勢はもちろん、相談して解決に至らないだけでなく、企業側と協議できる雇用環境整備、ハローワークなどとの連携を、これからの5年間にかけて強く求めたいと思います。」ということです。

女性の就労環境整備で、特に育休取得後の復職について企業と協議できる雇用環境整備を強く求めるということです。

この点について、事務局からコメントはありますか。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

貴重なご意見として受け止めたいと思います。ご意見については、関係部と連携して適切な育児休業の取得促進など、企業における働きやすい職場づくりなどの意識啓発に努めてまいりたいと思います。また、68ページに女性の活躍支援について、復職を含めた専門的な相談を行う北海道女性活躍支援センターにおいて支援してまいりたいと考えています。

【松本会長】

雇用環境の整備は、とても大事な観点です。私の方からも、関連して今後の施策の展開の時にご協力いただきたいと思います。それは、仕事の時間です。夜勤と子どものケアの両立は大変難しい状況です。道と北海道大学と一緒に実施している調査では、ひとり親世帯の母親が夜勤をしていることが多いです。ひとりだと、仕事をしなければいけないということと、育児をしなければならない両方があるので、雇用環境の整備と夕方と夜間を含めた保育体制の整備を両輪で進める必要があると思います。これは既に、道庁と我々が出したパンフレットに記載されていますけれども、確認しておきたいと思います。

他にいかがでしょうか。今の件についてのご意見でも感想でも、別の箇所でも結構です。平井委員お願いします。

【平井委員】

五嶋委員と松本会長のお話と関連しますが、ひとり親世帯の女性の収入が低いということですが、ひとり親家庭への就労支援と柔軟な保育体制が、まだまだかなと思います。札幌でも夜間保育が数カ所ですし、地方に行くと柔軟な保育は整っていませんので、女性が働くことに道としてもご支援いただければと思います。

【松本会長】

特に、学童期を含めてと思います

他にいかがでしょうか。山田委員お願いします。

【山田委員】

49ページの社会的養育の全体像ですが、在宅支援の所に「子育て支援」とありますが、施設や家庭、児童相談所などの関係で考えると、地域の子育て支援という捉えなのかなと思います。「地域の子育て支援」とした方が、より理解できるのかなと思います。事業の中に地域子育て支援事業も中心になってくると思いますので、明記していただければと思います。

【松本会長】

今の点についていかがでしょうか。

【工藤主幹】

児童相談グループの工藤です。今、山田委員がおっしゃったように、地域で子育て支援の充実を図っていかうということですので、「子育て支援」と記載していますけれども、「地域」という文言の記載を考えようと思います。また、子育て支援拠点も趣旨に含まれてきますので、こちらも記載したいと思います。

【山田委員】

もう一つ、利用者支援事業も、道内でなかなか進んでいませんけれども、追記していただけて充実させていただけたらなと思います。

【工藤主幹】

利用者支援事業も、追記する方向で考えたいと思います。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。平井委員お願いします。

【平井委員】

82 ページの里親などへの委託の推進に向けた取組ということで、子育て支援でショートステイがありますが、事業がない小さな町村も多いと思います。一時保護では里親委託をしていることもあると思いますけれども、ショートステイでも里親を利用することで、地域でお子さんを預かることができ学校にも通うことができる。里親と子育て世帯の交流もできるので、明記するのは難しいかもしれませんが、道としてはそういうことも推進していただければと思います。

【工藤主幹】

道内では苫小牧市が里親と契約してショートステイを実施しています。道内全体では、まだ一部となりますので、これから地域での子育て支援の充実という観点では、里親を活用したショートステイの充実も考えていきたいと思います。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。特になければ、私から申し上げます。平井委員の発言に関連してですが、里親委託の推進に関して、前回かなり意見を申しました。そこを踏まえての文言ですので、基本的には了承したいと思いますが、適切に処置されているという認識で、現状よりも少し増えることでよいという目標設定は、今のままでよいというメッセージになってしまうことを危惧しています。今ある資源の中で、最適な選択をされていることはそのとおりだと思います。例えば、子どもが100km 離れている施設に帰らなければならないということが適切かどうかという、近いところや、子どもが転校しなくてもいい、家族との交流が図られるようになることを考えると、最適かどうかは分からない訳です。認識として、今のままでは、まずいところがあることを盛り込めないかというのが1点です。もう一つは、里親になっていただくことと、里親への支援をどう進めるのかということが明確に計画の中にないと、現状で頑張っているのがよいのだということで、終わってしまう気がします。里親への呼びかけだけでなく、里親になってもきちんと支えられることがあって、そういう体制を作って適切なりソースを整備していくのだということは道として考えていると思います。部会の色々な立場の皆さんの

発言で落ち着いた事の、取りまとめのご苦勞は重々承知していますが、後ろ向きのメッセージになってしまうことを危惧します。もう少し、子どもにとってより適切な場所ということが望まれるために、リソースを地域に配置するという観点をどこかに記載してほしい。今後の施策の展開に向けて、里親の団体にもご説明されることがあると思いますが、メッセージを明確にして、道も知恵を出して汗をかくという立場を明確にさせていただきたいという要望です。その方が施設も楽だと思しますので、今後の施設のあり方を考えたときに、里親支援の拠点となっていく形での議論がなされていると聞いております。後ろ向きに受け取られる事を危惧していることを、意見として申し述べます。以上です。

【子ども子育て支援課 工藤主幹】

里親委託につきましては、前回の審議会でもご意見をいただいております。私どもとしても、どのように書き込めるか検討したところです。社会的養育は本計画の一部になりますけれども、全体の本計画のバランスを勘案して計画に書き込むことは難しいこともありますので、道としての姿勢をお示ししたものが、資料 2-1 になります。6 の「里親委託推進」をご覧ください。里親への委託が適当な子どもが、里親が、いるかないかに関わらず、確実に委託できるように整理する必要があること。できる限り子どもが生活している地域で健やかに養育されるよう、環境の整備に取り組んでまいるという記載で、道としての姿勢をお示ししたいと思います。もう 1 点ですが、里親への支援です。上から 4 つ目になりますが、フォスタリング機関は、道の児童相談所が里親への支援を中心的に担いますが、児童相談所だけではなくて里親会や地域の児童養護施設、乳児院などと連携しながら、引き続き体制の強化を図ってまいりたいと考えています。2 日前の「社会的養育推進検討部会」でも、検討部会は乳児院、児童養護施設、里親の代表の方に出席していただいておりますが、引き続きこうした場を活用して、どういった支援ができるのか一緒に考えていただきたい旨、お願いをしております。具体的な施策については検討してまいりたいと考えております。

【松本会長】

よろしく申し上げます。代替養育の場がきちんとしているということが、初期対応の幅を広げると思っておりますので、セットで考えなければならぬと痛感しております。考え方を全道の関係者が共有していくことも含めて、お願いします。

他にいかがでしょうか。佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】

北海道経済連合会の佐藤です。道経連では、生産年齢人口が減少していく中で、労働力をいかに確保していくかというものの対策を 1 年間かけて調査・検討し、昨年 6 月にその結果を公表しました。就業者を確保していく対策として導き出されたものとして、働き手を増やす量的対策と生産性を向上させる質的対策がありました。働き手を増やす対策の中に、多様なライフステージに対応した働き方ができる環境づくりや、従業員の働きやすい職場環境の整備ということがありました。経済団体としましては、引き続き「第四期子ども未来づくり計画」につきましても、例えば 67 ページの就業環境の改善やセミナーの開催周知、68 ページの男女平等参画の推進など、道経連の会員企業に内容について周知啓発することで協力してまいりたいと考えておりますので、ご意見として紹介させていただきます。

【松本会長】

ありがとうございます。雇用環境の問題については、経済団体のご協力とご理解がないと進むことではありませんので、ただいまのコメントは大変ありがたいと考えております。事務局から今のコメントについて何かありますか。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

大変ありがたいお言葉をいただきました。先程のお話にもありましたが、女性が働きやすい環境づくりや、ひとり親の方などの就業環境を整えるために、保育や受け皿の整備を進めてきております。道民意識調査などを見ますと、制度はあっても職場の風土として育児休暇の取得に対する企業内の雰囲気やうまくいっていないという声が多く聞こえてきます。子育てと仕事の両立支援を考えてきましたので、関連の企業に対して是非ご協力をいただいて、また、私どもも様々な場に参加させていただいて、お話をさせていただきたいと思っておりますので今後ともよろしく申し上げます。

【松本会長】

他にいかがでしょうか。多田委員どうぞ。

【多田委員】

弁護士が多田です。養育費の確保支援ですが、民事執行法の改正がありまして今年の4月から施行になります。これまでは、例えば養育費を支払う義務者が転職した場合だと転職先を見つけないと督促できない状況がありました。これからは財産開示で養育費の確保が行いやすくなると思われまます。実際に施行されていないので、どのような運用となるか分かりませんが、以前よりは確保しやすくなる状況だと考えています。

私が担当した事案では、お母さんがトリプルワークをしていて、子育てしていましたがきちんと養育費をもらうことができれば、そういったこともなく、子育ての時間が増えるのではないかと思います。生活保護世帯にきちんと養育費を確保できれば、財政的負担がかなり軽減されるのではないかと思います。養育費について専門家がいますのできちんと繋げていただければと思います。

【松本会長】

今の点のご意見ということと情報の提供ですが、事務局からコメントはありますか。

【齊藤課長】

養育費について、あらゆる所で窓口がありまして、養育費の確保に向けて主に弁護士につなぐ取組を行っています。今いただいたお話を周知して進めていきたいと思っております。

【松本会長】

大変大事なことだと思います。よろしく申し上げます。養育費の問題と面会交流の問題をセットで進めていきますと、家族内の葛藤を高めることがあるでしょうから、お金はお金、面会は面会で、それぞれ適切に対応されることが考え方として重要だと思います。これは意見です。

他にいかがでしょうか。川島委員どうぞ。

【川島委員】

幼稚園協会の川島です。障がい等のある子どもたちに対して、資料2-2の最後に書か

れていますけれども、文言を追加され、私たち、幼稚園で子どもたちを預かる立場としては、大変うれしく思っております。少し文言が足りないかなという気がしていますけれども、幼稚園で障がいを持った子どもたちは、毎年統計を取っているのですが、判定される数は昨年で約2.7%となっています。これが小学校になりますと、その倍近くになるのです。小学校に行くと、明確に障がいを持ったといっても、身体的なものでなく精神的なもの頭脳的なものということですので、少しでも早くそれに関わることによって少し向上するとはいいませんが、横線に進むのではないかなと思っております。そういうことでこの文章を読みますと、市町村において認定子ども園や保育所、子ども子育て支援事業者に対する専門的な助言を行うということになっておりますけれども、これは、助言を行うということではなく、ちょっと言葉がきついかもしれませんけれども、市町村の子ども発達支援センターということで、相談センターのようなものを起ち上げて、専門家の判定によって、その子どもに対して最適な指導ができるのではないかなと思っております。84ページの上の「特別支援教育の確保等」に、「本人及び保護者の意向を踏まえ」とあります。これが非常に難しい問題で、保護者は、うちの子どもは、知的な障がいを持っている、多動性ということを認めないことが多くありますので、その辺りを専門家が判定するというふうに文言を入れていただきたいと思っております。また、資料2-2の最後のページにありますように、市町村において認定こども園など、指定事業者に対するというところに、「専門家が判定し専門的な助言を行う」と文言を書きただけだと、その子どもに最適な指導ができるのではないかなと思っております。これが遅れをとっていくと、小学校に行くと約4%障がいを持った子どもというのが出ます。文部科学省では大体6.8%ぐらいではないかといわれておりますが、地域によっては10%を超えているところも聞いております。少しでも早く教育することによって成長するのではないか、あるいは下がるのではなく横ばいになるのではないか。そういう事例をたくさん見ているので、その辺りの文言を、もう少し強く具体的に書いていただけるとありがたいと思っております。

【松本会長】

今の点について、事務局からお願いします。

【子ども子育て支援課 寺島主査】

障がいを担当する部局とも調整をしながら、今後、専門家も含めて体制を構築できるような形ができるかどうかも含めて、検討させていただければなというふうに思います。計画の文言につきましては、現状で専門相談員を配置するという形になると、厳しいかなと思っております。先ほど申し上げましたとおり、計画期間内で、適切な相談等が行えるような体制整備ができるように、所管課とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

【松本会長】

所管課と連携して検討するということですが、やはり障がいの問題は、これまでの子育てと少し横に出て連携をしていくようなところを、きちっと取り込んでいったということが大きいと思います。ぜひ、そういう検討を継続できるように進めていただければと思います。

ただ、川島委員のご発言は、書くだけではなくて、きちっと実行できるように、こうしておくべきではないかというご趣旨かと思っておりますので、そこはぜひ検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。特段ないようでしたら、ここでの意見交換は終了します。いくつかの意見は文言も含めてご検討いただくということで、閉じたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、予定された議事は終了しました。事務局にお返しします。

閉 会

【子ども未来推進局 永沼局長】

松本会長ありがとうございました。委員の皆様にも、大変お忙しい中ご議論をいただきました。今年度は、5年に1回の計画の見直しということで、非常に濃密な意見交換を4回に渡り行っていただきました。冒頭で課長からもありましたように、この後、今月からの議会の議論を経まして、3月中に道としての計画決定をして、4月から取組を進めていきたいと思っております。何よりも大事なことです。計画を効果的に進めるための予算の確保が、我々の仕事として残っています。今日、詳しい話にはできませんけれども、来週以降に、道としての来年度の取組についての発表が控えています。

本計画は、1年ですべてを進めることはなかなか難しいので、5年間で進めていくこととなります。今回のパブリックコメントを見ていきますと、色々な分野からご意見をいただいています。各地域でも、市町村の計画の積み上げという形になっておりますので、そこでもいろんな議論を踏まえて積み上げたことになっています。この形をお示するのはやはり、道民の方に対するお約束として、5年間でここまでやるということですので、非常に重たい計画として我々も受け止めております。しっかり予算を確保しながら進めていきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様には進捗状況について、ご意見をいただきながらしっかり進めていきたいと思っております。引き続き、ご指導よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

【子ども子育て支援課 菊谷主幹】

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。松本会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。今後とも、それぞれの立場からご協力くださいますようお願いいたします。それではこれもちまして、令和元年度第4回北海道子どもの未来づくり審議会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。